契約書（案）

１．件名　　中部運輸局執務室環境整備に伴うレイアウト変更
　　及び什器購入設置等業務
２．契約金額　　　円（消費税及び地方消費税額を含む）
３．業務内容　　別添仕様書のとおり
４．履行期限　　令和９年３月３１日まで
５．契約保証金　　免 除

本契約を履行するにあたり、支出負担行為担当官 中部運輸局長 神谷　昌文（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは下記のとおり契約を締結する。

第１条 甲及び乙は、本契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に従いこれを履行しなければならない。

第２条 乙は、本契約の履行により知り得た、甲の業務上の秘密及び情報を第三者に漏らしてはならない。

第３条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第４条 乙は、業務の一部(「主たる部分」をのぞく。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
２ 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
３ 乙は、前項の規定による場合は、甲又は監督職員が下請負人に請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

第５条 乙は、第３条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
２ 乙は前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

第６条 甲は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を乙に通知するものとする。
２ 乙は、監督職員の監督実施について、合理的な費用を負担するものとする。
３ 乙は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提供又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
４ 乙は、監督職員から立ち合いを求められた場合には、これに応ずるものとする。

第７条 甲又は監督職員は、乙の代理人、使用人のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対し事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

第８条 甲は、業務の処理にあたり業務の指導、監督を行う。また、必要があるときは改善を要求することができる。

第９条 乙は、仕様書に基づき物品を納入し、かつ既設品の移設作業等を完了したときは、直ちに納品書を添えて、甲に通知しなければならない。

２ 前項の通知を受けたときは、その日から１０日以内に、検査職員は納入物品及び既設品の移設作業等の検査を行うものとする。

３ 前項の検査に合格しないときは、乙は遅滞なく物品の交換及び移設作業等の改善を無償にて行い、再検査を受けなければならない。

４ 検査に合格した後、業務完了報告書の提出をもって、本業務の完了とする。

第10条 乙は、第９条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って代金の支払を甲に請求するものとする。

２ 甲は、前項の請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

３ 甲は、自己の責に帰すべき事由により料金の支払いが遅延した場合は、乙に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、年利３．０％の割合で計算した遅延利息を加算して支払う。ただし、その金額が１００円未満か、又は、１００円未満の端数があるときはこれを切捨てるものとする。

４ 支払い遅延が天災その他やむを得ない理由には前項の規定は適用しないものとする。

第11条 乙の責に帰する事由により期日内に物品を納入することができない場合、あるいは期日内に移設業務を完了できない場合において、期日後に完了される見込みのあるとき、甲は乙から遅延利息を徴収して納期を延長することができる。

２ 前項の遅延利息は、契約金額につき年３．０％の割合で計算した額とする。

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

一 納期後相当の期限が過ぎても納入の見込みが明らかにならないことが認められるとき。また、乙の責に帰する理由により、履行期限内に乙が移設業務を履行する見込みがないとき。

二 本契約の履行に関して、乙又はその代理人若しくは使用人等に不正行為があったと認められるとき。

三 この契約に違反したとき。

四 役員等（役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団員対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

五 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。

六 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

七 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

八 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

九　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第四号から第八号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

十　乙が、第四号から第八号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと

２　前項によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第13条　乙の使用人が、甲の敷地内においてなす業務上の行為はすべて乙の責任とする。また、業務上人身事故が発生した場合はすべて乙の責任とする。

第14条　乙が、この契約に基づく遅延利息又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から代金支払いの日まで年３％の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき代金を相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年３％の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

第15条　乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は、独占禁止法第７条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第３条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項第１号若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　乙が、前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第16条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

第17条　この契約の履行に当っては信義に従い誠実に行い、契約に関し紛争が生じたときは、甲乙双方が選任した公平な第三者をもって円満な解決を図るものとする。

上記契約の証として本書２通を作成し、甲乙各自１通を保有するものとする。

令和８年　月　日

甲　　名古屋市中区三の丸２丁目２番１号
支出負担行為担当官
中部運輸局長　　神谷　昌文

乙